

# 福山市上下水道局オープンカウンター方式による物品調達運用基準

福山市上下水道局の物品調達業務において、オープンカウンター方式による見積り合わせ（以下「OC方式」という。）を実施するにあたり、必要な運用基準を定める。

## 1 調達対象案件

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14に規定する随意契約において、少額随意契約ができる次の案件。

- (1) 1件あたりの予定価格が80万円を超えない物品の購入
- (2) 1件あたりの予定価格が130万円を超えない製造の請負

ただし、次の各号に該当するものについては、OC方式による調達の適用除外とする。

- ア 災害等により緊急に要する物品の購入
- イ 施設機器等の緊急の修繕に要する物品の購入
- ウ 工事等に付随して、緊急に必要となった物品の購入
- エ 取扱業者が明らかに1者しかないとき。
- オ 特許権、意匠権などを有する物品を購入する場合等、2者から見積書を徴することができないとき。
- カ 官報、新聞、雑誌その他これに類する刊行物

## 2 見積り合わせに参加できる者

- (1) 福山市上下水道局の製造の請負及び物件の買入れ等に関する競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和53年水道企業管理規程第1号）で準用する製造の請負及び物件の買入れ等に関する競争入札参加者の資格等に関する規程（平成16年告示第416号）第4条第1項の規定により入札参加資格の認定を受けた者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者に該当しない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (5) 調達案件公表の日から見積り合わせの結果の公表の日までのいずれの日においても、福山市上下水道局建設工事等指名除外基準要綱（2012年（平成24年）4月1日施行）においてその例によることとされる福山市建設工事等指名除外基準要綱（1994年（平成6年）11月17日施行）の規定に基づく指名除外又は指名留保期間中でない者
- (6) 福山市に納付すべき市税等（水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金及び集落排水処理施設使用料を含む。）の滞納がない者
- (7) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者
- (8) 営業に関し、法令の規定による必要な許可、認可等を得ている者
- (9) 代表者又は自社の役員等が、福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第2号又は第3号に該当しない者

### 3 調達案件の公表方法等

調達案件は、福山市上下水道局管財契約課（以下「管財契約課」という。）窓口及び福山市ホームページにて公表する。

調達案件の公表は定例日を毎週金曜日とし、金曜日が閉庁日の場合は、翌週の金曜日とする。ただし、見積期間が十分確保できない週は公表をしないものとする。

### 4 質問について

質問がある場合は、指定の質問書を質問書提出期限までに管財契約課に持参、ファクシミリ又は電子メールにより提出するものとし、開庁時間以外に提出されたものは受け付けない。※電話では受け付けない。

質問書の様式は、福山市上下水道局が提示した様式による。

質問書の提出期限 調達案件公表日の2開庁日後

回答方法 回答は、質問書提出締切日の翌開庁日中に、福山市ホームページに掲載する。

### 5 見積書の提出

見積書は、提出期限までに、管財契約課窓口にて持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出するものとし、開庁時間以外に提出されたものは受け付けない。

見積書の様式は、福山市上下水道局が提示した様式による。

なお、一旦提出した見積書の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

また、ファクシミリ又は電子メールで提出した見積書により契約の相手方となった場合には、見積書の原本を後日管財契約課又は納入先担当課へ提出するものとする。

見積書の提出期限 見積り合わせ日の前日の17時15分

定例の見積り合わせ日 調達案件公表日の翌週の金曜日

### 6 見積り合わせの実施方法

管財契約課職員が管財契約課で見積り合わせを行う。

### 7 無効となる見積書

- (1) 見積り合わせに参加する者に必要な資格のない者が見積をしたとき。
- (2) 記名押印を欠く見積
- (3) 金額を訂正した見積
- (4) 見積が取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。
- (5) 契約担当職員において定めた見積に関する条件に違反したとき。
- (6) 見積者が2以上の見積をしたとき。
- (7) 他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して見積をしたとき。
- (8) 見積者が連合して見積したとき、その他見積に際して不正の行為があったとき。
- (9) 必要な記載事項を確認できない見積
- (10) その他特に指定した事項に違反した見積

### 8 契約の相手方の決定

見積り合わせの結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積書を提出し、資格を満たしている者を契約の相手方とする。

ただし、最低の価格が同価で二人以上の見積書の提出があった場合は、くじにより決定するものとする。

(くじの方法)

最低の価格が同価となった二人以上の見積書が提出された場合については、管財契約課において抽選し、契約の相手方を決定する。

くじについては次のくじを順に引く。

(1) 契約の相手方を決めるくじを引く順番を決めるくじ

(2) 契約の相手方を決めるくじ

## 9 結果の公表について

見積り合わせの結果は、管財契約課窓口及び福山市ホームページにて原則として見積り合わせ日の翌週金曜日までに公表する。

附 則

この基準は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2020年（令和2年）10月1日から施行する。

附 則

この基準は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。